

社会福祉法人恵の園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵の園（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人の理事業務に専任で当たる理事を専任理事という。
- (2) この法人の施設長を兼務し、施設長給与を支給されている理事のことを兼務理事という。
- (3) 役員等のうち、専任・兼務の理事以外の者を非常勤役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。ここでいう報酬とは、月額報酬、賞与、退職特別慰労金、理事会等会議の出席及びその他業務を行なった際の報酬をいう。

- (1) 専任理事（理事長含）について、月額報酬、賞与および退職特別慰労金を支給することができる。報酬額は別表1の1に定めるものとする。
 - (2) 兼務理事について、月額報酬を支給することができる。報酬額は別表1の2を上限額とする。
 - (3) 非常勤役員等について、理事会等会議の出席及びその他業務を行なった際の報酬および退職特別慰労金を支給することができる。報酬額は別表1の3に定めるものとする。
- 2 役員等に対する退職特別慰労金は、役員等として任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 専任理事（理事長含）、兼務理事の月額報酬額については評議員会で決定するものとする。

(報酬額の決定)

第4条 専任理事（理事長含）の報酬は、別表の上限の範囲内で決定する。

- (2) 決定は、前年の会計年度の最終のものに関する定時評議員会にて行なう。

(報酬等の支給方法)

第5条 専任理事（理事長含）に対する報酬等の支給時期は、以下のとおり定める時期とする。

- (1) 報酬については原則前月20日より起算し当月19日に締め切り、毎月25日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日の場合は前営業日に繰り上げて支給する。
 - (2) 賞与については、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日の場合は前営業日に繰り上げて支給する。
 - (3) 退職特別慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 兼務理事に対する月額報酬の支給時期は以下のとおり定める時期とする。
- (1) 毎月25日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日の場合は前営業日に繰り上げて支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。

(1) 退職特別慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後2か月以内に支給する。

4 報酬等は、現金にて支給するが、本人の同意により、指定する口座へ振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除した金額を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに専任理事、兼務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 専任理事、兼務理事が退任、または解任された日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、1か月を30日とし、日割り計算によって支給する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、生じる端数の処理は、次のとおり行う。

(1) 支給項目についての円未満の端数は繰り上げとする。

(交通費)

第8条 交通費は、専任理事(理事長含)、非常勤役員等へ別表1の4のとおり支給するものとする。

(旅費)

第9条 役員等が職務のための出張、および交際、接待に関する費用は、別表1の5に基づき支給することができる。

(慶弔)

第10条 役員等の死亡、または病気見舞いに関しては、別表1の6に基づき支給することができる。

(公表)

第11条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和元年 6 月 15 日一部改訂

- ・平成 28 年度末で理事（理事長含）・監事および評議員の任期を満了し、平成 29 年度に新たに役員等に選出された者への退職特別慰労金は、平成 28 年度末任期満了で支払われるべき退職特別慰労金と合算で支給するものとする。

1.専任理事の報酬等

1	報酬	理事長	月額 1,200,000 円(上限)
		理事	月額 800,000 円(上限)
2	賞与	理事長	年 2 回 報酬月額×2
		理事	
3	退職特別慰労金	理事長	最終月額報酬×在任年数
		理事	

2.兼務理事の報酬等

報酬	理事長	月額 500,000 円(上限)
	理事	月額 200,000 円(上限)

3.非常勤役員等の報酬等

1	報酬	理事	理事会等会議の出席及びその他業務を行なった際 日額 10,000 円
		監事	理事会等会議の出席及びその他業務を行なった際 日額 10,000 円
			監事監査等の業務 日額 20,000 円
評議員	評議員会等会議の出席及びその他業務を行なった際 日額 10,000 円		
2	退職特別慰労金	理事	10,000×在任年数 上限 200,000 円
		監事	
		評議員	

4.専任理事、非常勤役員等の交通費

交通費	公共交通機関	実費
	自家用車	往復キロ数×20 円(1 キロ未満は切り上げ)
	自家用バイク	往復キロ数×20 円(1 キロ未満は切り上げ)
	高速道路代	実費
	その他	実費

5.役員等の旅費(日当、公共交通費、宿泊費、交際費)等

1	日当	専任理事	4,000 円
		兼務理事	3,000 円
		非常勤役員等	
2	公共交通費	専任理事	実費
		兼務理事	
		非常勤役員等	
3	宿泊費	専任理事	実費(上限 16,500 円)
		兼務理事	実費(上限 14,800 円)
		非常勤役員等	
4	交際費	専任理事	実費(1 回上限 30,000 円)
		兼務理事	実費(1 回上限 10,000 円)
		非常勤役員等	

6.慶弔

	対象	金額	葬儀出席、その他
死亡	本人の場合	50,000 円	出席・弔電・供花
〃	家族(親・配偶者)の場合	10,000 円	出席・弔電・供花
病気見舞い	本人の場合	10,000 円	

